平成22年度労働者派遣事業の事業報告集計結果の概要

(福岡労働局)

労働者派遣事業の事業運営状況については、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号)」に基づき、各派遣元事業主から当該事業主の事業年度毎に労働者派遣事業報告書が提出されているところです。

このたび、平成22年度中(平成22年4月1日から平成23年3月末日まで)に事業年度が終了した福岡労働局管内に所在する派遣元事業所(一般労働者派遣事業932事業所、特定労働者派遣事業2,210事業所)の事業運営状況について取りまとめましたので、その概要を公表します。

【概	 亜]					. — . — . — . —
112/1.	女1					
1	派遣労働者数(※1)	•••	<u>101,622</u>	人 …①+②	(対前年度比 ②+④	24.4%減)
İ	常用換算派遣労働者数 (※2)		<u>47,631</u>	从 …①+②	(対前年度比 ③+④	17.7%減)
(1)	一般労働者派遣事業 常用雇用労働者 登録者 常用雇用以外の労働者(常用換算)		16,816 76,862 22,871	···① ···② ···③	(対前年度比 (対前年度比 (対前年度比	23.7%減) 25.7%減) 14.8%減)
(2)	特定労働者派遣事業 常用雇用労働者		7,944	4	(対前年度比	11.8%減)
2 (1) (2)	派遣先件数 一般労働者派遣事業 特定労働者派遣事業		27,534 24,181 3,353	件	(対前年度比 (対前年度比 (対前年度比	17.5%減) 18.9%減) 5.9%減)
3 (1) (2)	年間売上高 一般労働者派遣事業 特定労働者派遣事業		総額 約1,798 約1,385億円 約412億円	<u>意円</u>	(対前年度比 (対前年度比 (対前年度比	6.4%減) 4.0%減) 13.7%減)
4 (1) (2)	派遣料金(8時間換算)(※3) 一般労働者派遣事業 特定労働者派遣事業		14,990 22,725	(平均) (平均)	(対前年度比 (対前年度比	5.1%減) 1.7%増)
5 (1) (2)	派遣労働者の賃金(8時間換算) 一般労働者派遣事業 特定労働者派遣事業		*	(平均) (平均)	(対前年度比 (対前年度比	2.2%減) 0.8%増)
6 (1)	紹介予定派遣 (※4) 紹介予定派遣により労働者派遣された。	労働	者数		… 1,965人 (対前年度比	8.6%減)
(2)	紹介予定派遣で職業紹介を経て直接雇	淫用に	こ結びついた労働者	数	··· 879人 (対前年度比	7.3%減)

- (※1) 「派遣労働者数」は、ここでは<u>一般労働者派遣事業における常用雇用労働者数及び登録者数並びに特定労働者派遣事業における常用雇用労働者数の合計</u>です。 「登録者」には、過去1年間に雇用されたことのない者は含まれていません。
- (※2) 「常用換算派遣労働者数」は、ここでは一般労働者派遣事業における常用雇用労働者数及び常用雇用以外の労働者 (常用換算)数並びに特定労働者派遣事業における常用雇用労働者数の合計です。 「常用雇用以外の労働者(常用換算)」とは、一定の期間を定めて雇用され、その間、派遣された労働者等(登録者のうち派遣された者を含む。)を常用換算(常用雇用以外の労働者の年間総労働時間数の合計を当該事業所の常用雇用労働者の1人当たりの年間総労働時間数で除したもの)したものです。
- (※3) 「派遣料金」は、労働者派遣の対価として派遣先から派遣元事業主に支払われるものです。
- (※4) 紹介予定派遣とは、労働者派遣のうち、派遣元事業主が、派遣役務の提供の開始前又は開始後に、派遣労働者及び派遣先に対して職業紹介を行う(又は行うことを予定している)ものです。
- (注1) 一般労働者派遣事業とは、特定労働者派遣事業以外の労働者派遣事業(主として、登録型の労働者を派遣する事業) であり、許可制となっています。
- (注2) 特定労働者派遣事業とは、その事業の派遣労働者が常用雇用労働者のみである労働者派遣事業であり、届出制となっています。

1 派遣労働者数

(1) 平成22年度中に実際に派遣された派遣労働者数は101,622人(対前年度比24.4%減)、常用換算派遣労働者数は47,631人(対前年度比17.7%減)でした。

具体的には、一般労働者派遣事業では、常用雇用労働者が16,816人(対前年度比23.7%減)、登録者数が76,862人(同25.7%減)でした。また、常用雇用以外の労働者(登録者が労働者派遣される場合)の常用換算は22,871人(同14.8%減)でした。

- 一方、特定労働者派遣事業では、常用雇用労働者が7,944人(同11.8%減)でした。
- (2) 平成22年6月1日現在で、政令で定める26業務に労働者派遣されていた派遣労働者数について、業務の種類別の割合をみると、一般労働者派遣事業では、事務用機器操作58.3%、テレマーケティングの営業11.5%、財務処理5.0%の順で多く、特定労働者派遣事業では、ソフトウェア開発42.8%、機械設計16.2%、事務用機器操作10.7%の順で多くなっています。

2 製造業務への派遣の状況

平成22年6月1日現在で製造業務に従事した派遣労働者数は、一般労働者派遣事業では6,248人(前年度7,200人)、特定労働者派遣事業では1,233人(同999人)、全体では7,481人(同8,199人)でした。

3 派遣先

労働者派遣の役務の提供を受けた者(派遣先)の数は、一般労働者派遣事業では24,181件(対前年度比18.9%減)、特定労働者派遣事業では3.353件(同5.9%減)、全体として27,534件(同17.5%減)となりました。

4 売上高

労働者派遣事業に係る売上高は、一般労働者派遣事業では約1,385億円(対前年度比4.0%減)、特定労働者派遣事業では約412億円(同13.7%減)、全体として約1,798億円(同6.4%減)でした。

5 派遣料金

- (1) 一般労働者派遣事業の平均料金は14,990円と、前年の15,790円より5.1%減少しました。政令で定める26業務について業務の種類別にみると、ソフトウェア開発が21,636円で最も高く、次いでアナウンサー(20,737円)、建築設備運転、点検、整備(19,903円)、機械設計(19,817円)の順で高くなっています。平成21年度と比較して上昇したものは、調査(7.8%増)、建築設備運転、点検、整備(7.0%増)、アナウンサー(5.7%増)等があり、逆に低下したものとして、インテリアコーディネーター(14.3%減)、事業の実施体制の企画、立案(12.1%減)等がありました。
- (2) 特定労働者派遣事業の平均料金は22,725円と、前年の22,341円より1.7%増加しました。政令で定める26業務について業務の種類別にみると、事業の実施体制の企画、立案が36,756円が最も高く、次いで、機械設計(29,973円)、セールスエンジニア、金融商品の営業(29,848円)、放送機器等操作(28,016円)の順で高くなっています。平成21年度と比較して上昇したものは、広告デザイン(23.3%増)、放送番組等の大道具・小道具(14.0%増)等があり、逆に低下したものとして、通訳、翻訳、速記(41.8%減)、デモンストレーション(40.4%減)等がありました。

6 派遣労働者の賃金

- (1) 一般労働者派遣事業における派遣労働者の平均賃金は10,410円と、前年の10,645円より2.2%減少しました。政令で定める26業務について業務の種類別にみると、ソフトウェア開発が14,447円で最も高く、次いで機械設計(13,812円)、事業の実施体制の企画、立案(13,785円)、建築設備運転、点検、整備(13,395円)、セールスエンジニア、金融商品の営業(12,959円)の順で高くなっています。平成21年度と比較して上昇したものは、建築設備運転、点検、整備(10.8%増)、調査(6.2%増)等があり、逆に低下したものは、放送機器等操作(10.0%減)、放送番組等演出(7.9%減)、事業の実施体制の企画、立案(7.9%減)等がありました。
- (2) 特定労働者派遣事業における派遣労働者の平均賃金は14,696円と、前年の14,580円より0.8%増加しました。政令で定める26業務について業務の種類別にみると、放送機器等操作が22,165円で最も高く、次いでアナウンサー(20,382円)、セールスエンジニア、金融商品の営業(20,180円)、事業の実施体制の企画、立案(18,684円)、機械設計(18,608円)等の順で高くなっています。平成21年度と比較して上昇したものは、放送機器等操作(33.2%増)、通訳、翻訳、速記(14.3%増)等があり、逆に低下したものは、書籍等の制作、編集(36.5%減)、デモンストレーション(22.3%減)等がありま

7 紹介予定派遣

紹介予定派遣を行った派遣元事業所数は151事業所(対前年度比24.5%減)となっています。

また、紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の派遣先からの申込人数は5,927人(対前年度比3.5%増)、紹介予定派遣により労働者派遣された労働者数は1,965人(対前年度比8.6%減)、紹介予定派遣において職業紹介を実施した労働者数は1,844人(対前年度比0.1%減)、紹介予定派遣で職業紹介を経て直接雇用に結びついた労働者数は879人(対前年度比7.3%減)となっています。

8 派遣契約の期間

労働者派遣契約の期間(※)については、一般労働者派遣事業では1月以内のものが全体の62.1%前年度は56.7%となっています。特定労働者派遣事業では、1月以内のものが全体の17.8%同19.6%となっています。

※ 労働者派遣契約の期間については、報告対象期間に締結した一労働者派遣契約における労働者派遣の期間となりますので、当該派遣労働者が当該業務に実際に派遣就業する期間と必ずしも一致するものではありません。

9 教育訓練

教育訓練の実績については、その種類 (コース) は延べ3,014コース実施され、対象者数は延べで129,936人でした。また、教育訓練を行う方法をOJT($^{\times}$) 及びOff $^{-}$ JT($^{\times}$) に区分してみると、一般労働者派遣事業ではOff $^{-}$ JTが約8割(80.7%)を占めていますが、特定労働者派遣事業ではOff $^{-}$ JTは約5割(49.7%)でした。

派遣労働者の費用の負担別にみると、一般労働者派遣事業については「派遣労働者の費用負担無」が98.5%、特定労働者派遣事業については「派遣労働者の費用負担無」が99.4%となっています。

※ OJTとは、業務の遂行過程内で行う教育訓練のことを、Off-JTとは、OJT以外の教育訓練のことを意味しています。

労働者派遣された派遣労働者数等

		平成21年度	平成22年度	対前年度比
	① 常用雇用労働者数	22,047	16,816	△23.7%
一般労働者派遣事業	② 常用雇用以外の労働者数	26,840	22,871	△14.8%
	③ 登録者	103,445	76,862	△25.7%
特定労働者派遣事業	④常用雇用労働者	9,008	7,944	△11.8%
合計	①+③+④ 派遣労働者数	134,500	101,622	△24.4%
Ц ві	①+②+④ 常用換算派遣労働者数	57,895	47,631	△17.7%

派遣先件数

	平成21年度	平成22年度	対前年度比
一般労働者派遣事業	29,831	24,181	△18.9%
特定労働者派遣事業	3,562	3,353	△5.9%
合計	33,393	27,534	△17.5%

労働者派遣事業に係る売上高

労働者派遣事業に係る売上高		(単	位:百万円)
	平成21年度	平成22年度	対前年度比
一般労働者派遣事業	144,324	138,545	$\triangle 4.0\%$
特定労働者派遣事業	47,736	41,209	△13.7%
合計	192,060	179,754	△6.4%

平成22年6月1日現在で労働者派遣されていた派遣労働者数

		一般 労働者派遣事業	特定 労働者派遣事業	合計	
全体	①常用雇用労働者 数	②常用雇用以外の 労働者数		③常用雇用労働者 数	1)+2)+3)
	17,832	25,053	42,885	8,719	51,604

平成22年6月1日現在で政令で定める26業務に労働者派遣されていた派遣労働者数の業務別割合

<u> </u>	0,020	×10102	一般 一般 労働者派	г Х	<u> </u>		特別	Ē	合計	
26業務	①常用雇用 数	月労働者	②常用雇用 労働者数		1)+	2	③常用雇用 数		1)+2)	+3
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
ソフトウェア開発(1号)	652	5.9%	204	1.9%	856	3.9%	1,764	42.8%	2,620	10.0%
機械設計(2号)	426	3.8%	91	0.8%	517	2.3%	666	16.2%	1,183	4.5%
放送機器等操作(3号)	111	1.0%	90	0.8%	201	0.9%	174	4.2%	375	1.4%
放送番組等演出(4号)	33	0.3%	0	0.0%	33	0.1%	88	2.1%	121	0.5%
事務用機器操作(5号)	6,361	57.2%	6,512	59.5%	12,873	58.3%	441	10.7%	13,314	50.8%
通訳、翻訳、速記(6号)	26	0.2%	38	0.3%	64	0.3%	0	0.0%	64	0.2%
秘書(7号)	40	0.4%	69	0.6%	109	0.5%	2	0.0%	111	0.4%
ファイリング(8号)	105	0.9%	397	3.6%	502	2.3%	21	0.5%	523	2.0%
調査(9号)	22	0.2%	83	0.8%	105	0.5%	6	0.1%	111	0.4%
財務処理(10号)	722	6.5%	373	3.4%	1,095	5.0%	25	0.6%	1,120	4.3%
取引文書作成(11号)	161	1.4%	136	1.2%	297	1.3%	14	0.3%	311	1.2%
デモンストレーション(12号)	61	0.5%	98	0.9%	159	0.7%	6	0.1%	165	0.6%
添乗(13号)	46	0.4%	341	3.1%	387	1.8%	18	0.4%	405	1.5%
建築物清掃(14号)	119	1.1%	49	0.4%	168	0.8%	166	4.0%	334	1.3%
建築設備運転、点検、整備(15号)	114	1.0%	40	0.4%	154	0.7%	252	6.1%	406	1.6%
受付・案内、駐車場管理等(16号)	255	2.3%	395	3.6%	650	2.9%	24	0.6%	674	2.6%
研究開発(17号)	468	4.2%	176	1.6%	644	2.9%	285	6.9%	929	3.5%
事業の実施体制の企画、立案(18号)	26	0.2%	26	0.2%	52	0.2%	27	0.7%	79	0.3%
書籍等の制作・編集(19号)	5	0.0%	48	0.4%	53	0.2%	3	0.1%	56	0.2%
広告デザイン(20号)	12	0.1%	68	0.6%	80	0.4%	12	0.3%	92	0.4%
インテリアコーディネーター(21号)	36	0.3%	39	0.4%	75	0.3%	10	0.2%	85	0.3%
アナウンサー(22号)	12	0.1%	18	0.2%	30	0.1%	1	0.0%	31	0.1%
OAインストラクション(23号)	152	1.4%	125	1.1%	277	1.3%	6	0.1%	283	1.1%
テレマーケティングの営業(24号)	1,085	9.8%	1,452	13.3%	2,537	11.5%	70	1.7%	2,607	10.0%
セールスエンジニア、金融商品の営業(25号)	76	0.7%	32	0.3%	108	0.5%	39	0.9%	147	0.6%
放送番組等の大道具・小道具(26号)	1	0.0%	36	0.3%	37	0.2%	3	0.1%	40	0.2%
合計	11,127		10,936		22,063		4,123		26,186	

[※] 各業務の号番号は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令第4条の号番号である。

平成22年6月1日現在で製造業務に労働者派遣されていた派遣労働者数

<u> - </u>	に方側台派追され	1. ていた派追力側	1白釵		
		一般 労働者派遣事業		特定 労働者派遣事業	合計
製造業務	①常用雇用労働者 数	②常用雇用以外の 労働者数		③常用雇用労働者 数	1+2+3
	2,090	4,158	6,248	1,233	7,481

紹介予定派遣の状況

7 1 3 NE // NE = > 7 // NO										
	一般的	労働者派遣	畫事業	特定	労働者派遣	貴事業	合計			
	平成 21年度	平成 22年度	対前年 度比	平成 21年度	平成 22年度	対前年 度比	平成 21年度	平成 22年度	対前年 度比	
紹介予定派遣実施事業所数	178	148	△16.9%	22	3	-	200	151	△24.5%	
紹介予定派遣に係る労働者派遣契 約の派遣先からの申込人数	5,581	5,924	6.1%	144	3	-	5,725	5,927	3.5%	
紹介予定派遣により労働者派遣さ れた労働者数	2,056	1,962	△4.6%	93	3		2,149	1,965	△8.6%	
紹介予定派遣において職業紹介を 実施した労働者数	1,842	1,842	0.0%	3	2	-	1,845	1,844	△0.1%	
紹介予定派遣で職業紹介を経て直 接雇用に結びついた労働者数	945	877	△7.2%	3	2	_	948	879	△7.3%	

派遣契約の期間の割合 (%)

		1日以下	1日超7 日	7日超1 月以下	1月超2 月	2月超3月 以下※	3月超6 月	6月超12 月以下	1年超3 年	その他
一般労働者派遣事業	22年度	34.9%	13.5%	13.7%	10.7%	16.4%	6.7%	2.5%	1.4%	0.4%
一般労働者派遣事業	21年度	23.2%	19.3%	14.2%	-	_	-	-	0.9%	0.0%
特定労働者派遣事業	22年度	2.4%	3.1%	12.3%	15.5%	30.1%	14.8%	13.9%	10.6%	0.9%
特定労働者派遣事業	21年度	3.8%	8.1%	7.7%	_	_	_	_	14.5%	0.6%

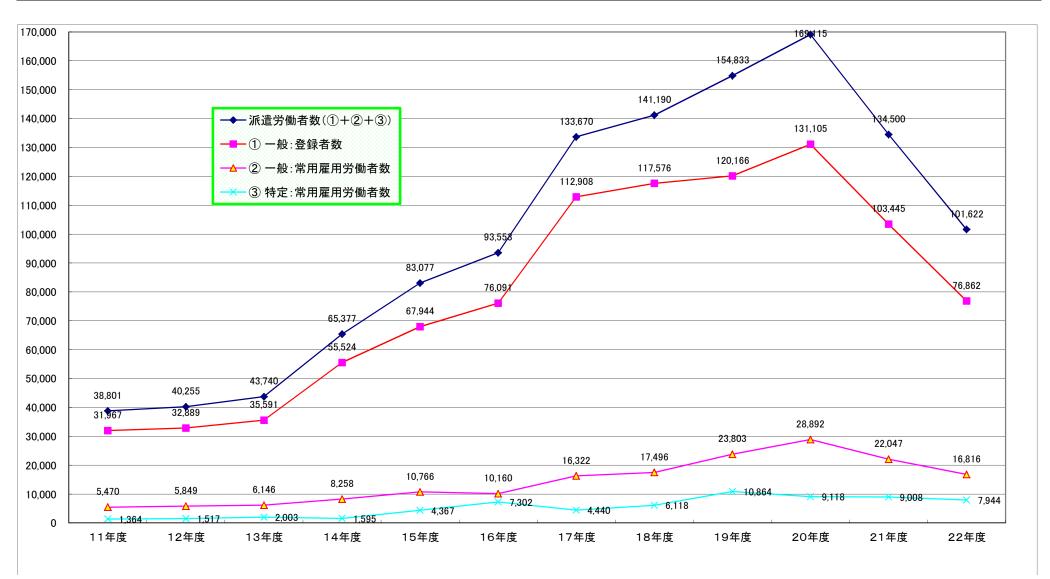
※派遣契約期間の報告について平成22度に変更があり平成21年度の割合数値なし

教<u>育</u>訓練

1月訓練									
			コース延	対象者	方	法	派遣労働者の費用負担		
			ベ件数	延べ数	OJT	Off-JT	有	無	
一般労働者派遣事業	22年度	件数及び割合	1,560	103,900	19.3%	80.7%	1.5%	98.5%	
成力倒石派追事未	21年度	件数及び割合	1,719	118,666	24.3%	75.7%	1.9%	98.1%	
┃ ┃ 特定労働者派遣事業	22年度	件数及び割合	1,454	26,036	50.3%	49.7%	0.6%	99.4%	
特定分割石	21年度	件数及び割合	1,703	30,875	53.1%	46.9%	0.6%	99.4%	
合計	22年度	件数	3,014	129,936					
DAI	21年度	件数	3,422	149,541					

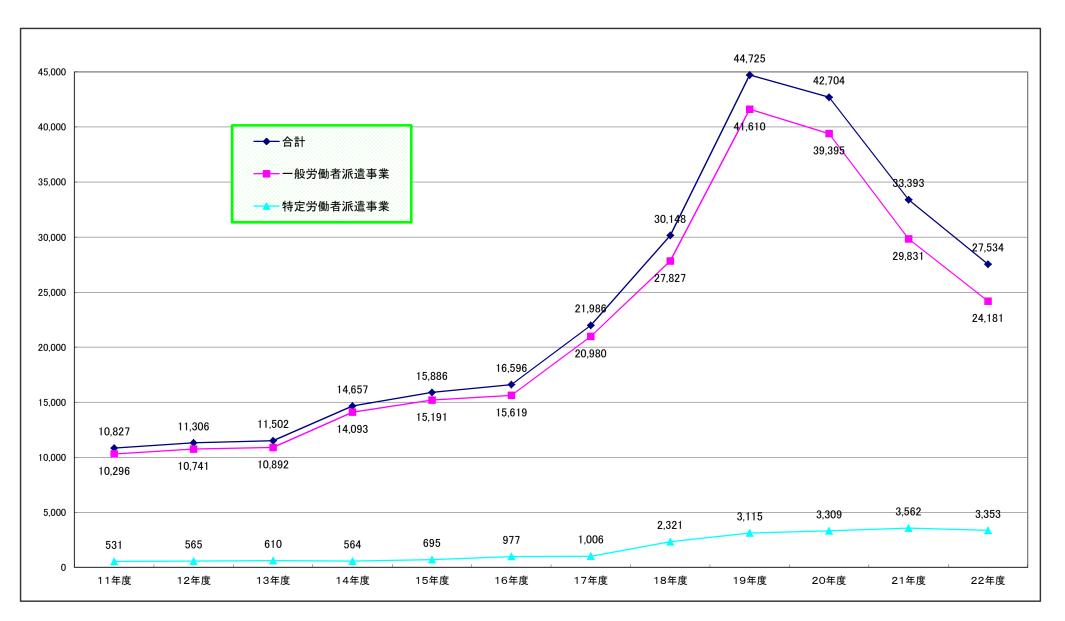
労働者派遣された派遣労働者数等

	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
派遣労働者数(①+②+③)	38,801	40,255	43,740	65,377	83,077	93,553	133,670	141,190	154,833	169,115	134,500	101,622
① 一般:登録者数	31,967	32,889	35,591	55,524	67,944	76,091	112,908	117,576	120,166	131,105	103,445	76,862
② 一般:常用雇用労働者数	5,470	5,849	6,146	8,258	10,766	10,160	16,322	17,496	23,803	28,892	22,047	16,816
③ 特定:常用雇用労働者数	1,364	1,517	2,003	1,595	4,367	7,302	4,440	6,118	10,864	9,118	9,008	7,944



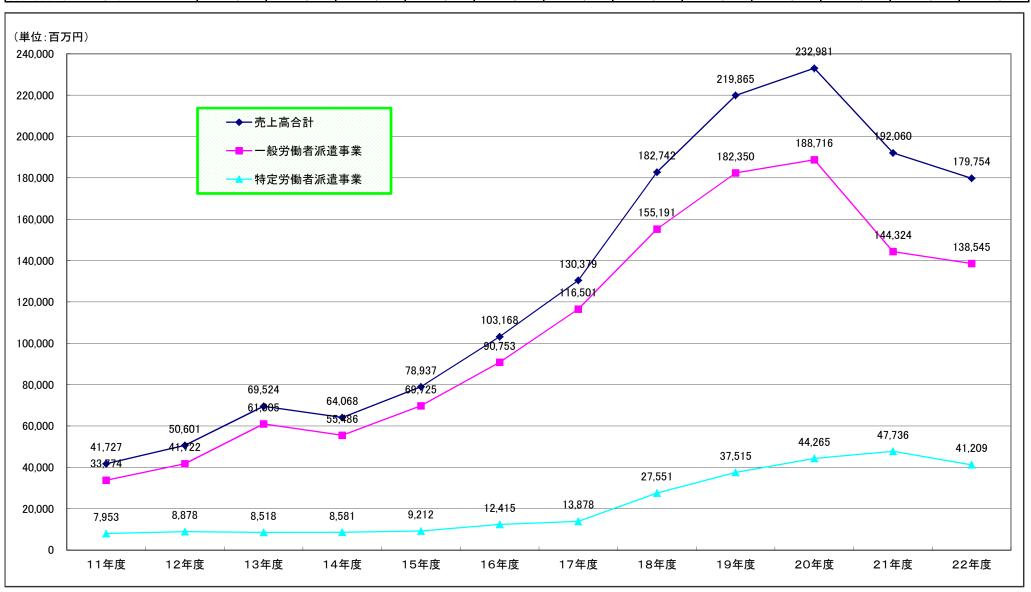
派遣先件数の状況

	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
合計	10,827	11,306	11,502	14,657	15,886	16,596	21,986	30,148	44,725	42,704	33,393	27,534
一般労働者派遣事業	10,296	10,741	10,892	14,093	15,191	15,619	20,980	27,827	41,610	39,395	29,831	24,181
特定労働者派遣事業	531	565	610	564	695	977	1,006	2,321	3,115	3,309	3,562	3,353

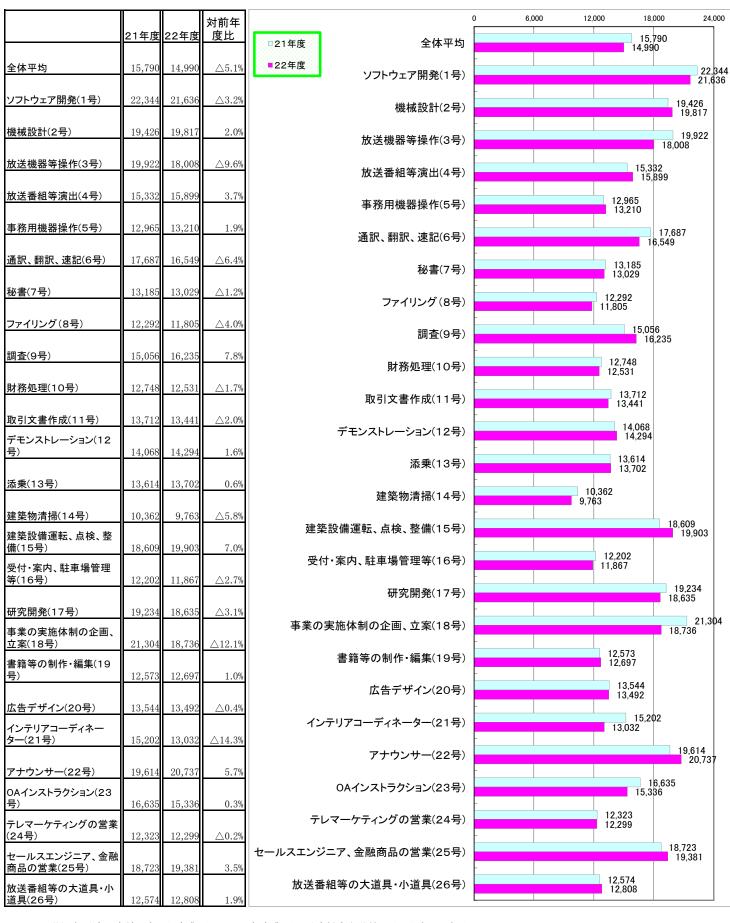


労働者派遣事業に係る売上高(単位:百万円)

	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
売上高合計	41,727	50,601	69,524	64,068	78,937	103,168	130,379	182,742	219,865	232,981	192,060	179,754
一般労働者派遣事業	33,774	41,722	61,005	55,486	69,725	90,753	116,501	155,191	182,350	188,716	144,324	138,545
特定労働者派遣事業	7,953	8,878	8,518	8,581	9,212	12,415	13,878	27,551	37,515	44,265	47,736	41,209

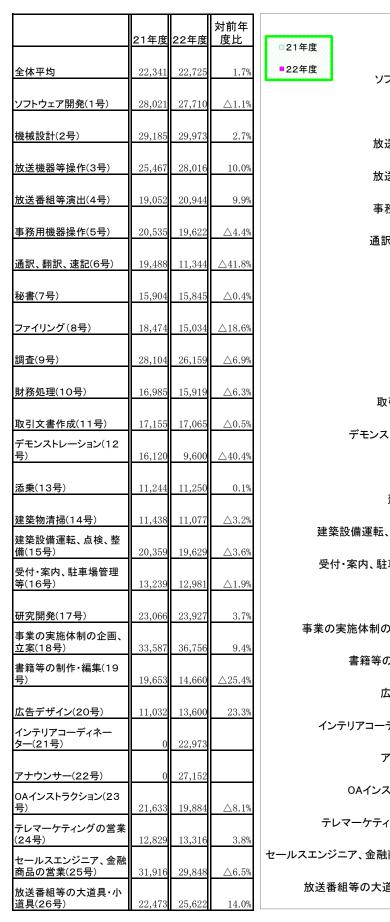


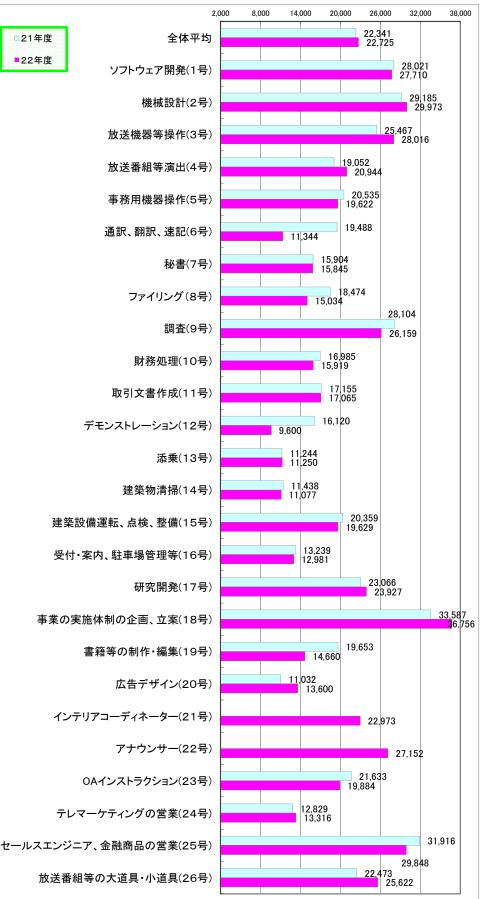
派遣料金の平均(一般労働者派遣事業)



- ※1 労働者派遣の実績のあった事業所について各事業所の派遣料金を単純平均したものである。
- ※2 各事業所の派遣料金は、派遣労働者1人1日(8時間)当たりの平均額である。
- ※3 各業務の号番号は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令第4条の号番号である。
- ※4 全体平均とは、政令で定める26業務とそれ以外の業務についての派遣料金を合わせた平均である。

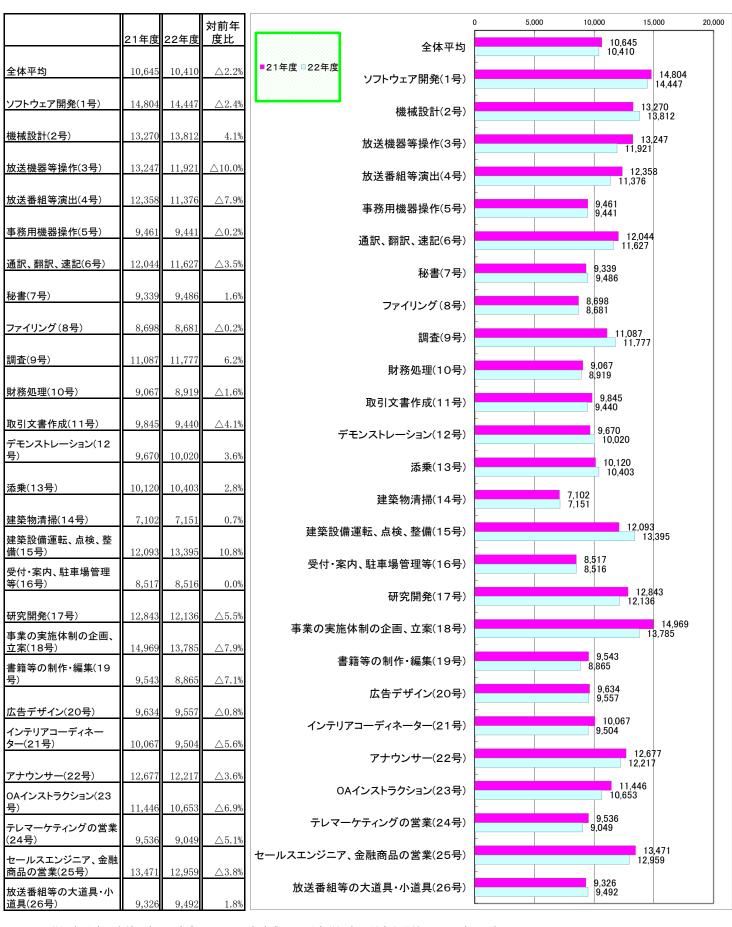
派遣料金の平均(特定労働者派遣事業)





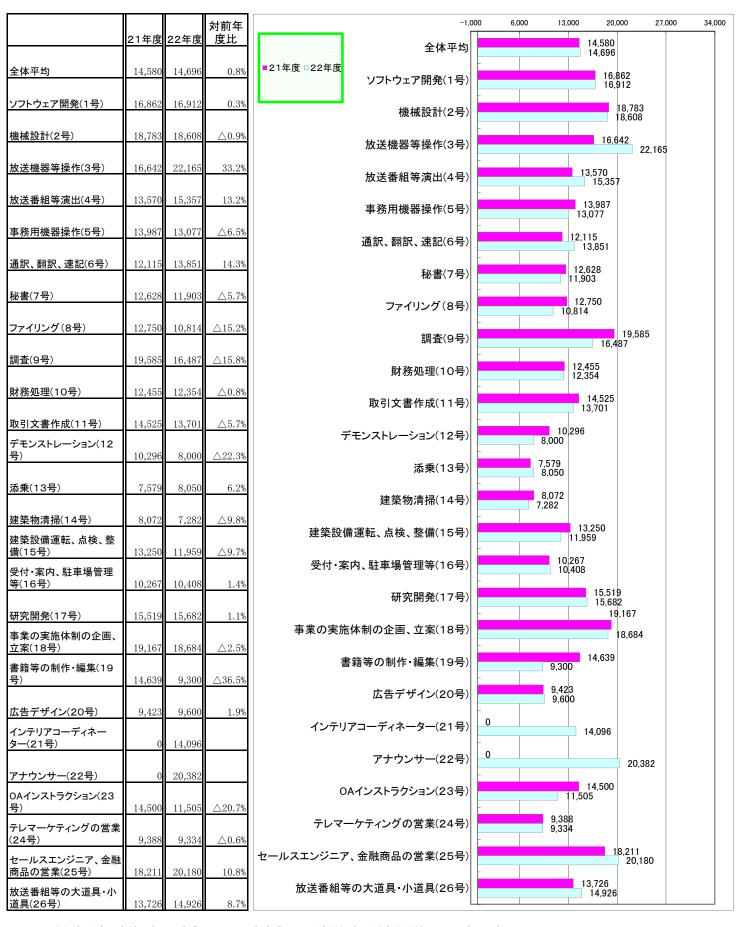
- ※1 労働者派遣の実績のあった事業所について各事業所の派遣料金を単純平均したものである。
- ※2 各事業所の派遣料金は、派遣労働者1人1日(8時間)当たりの平均額である。
- ※3 各業務の号番号は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令第4条の号番号である。

派遣労働者の平均賃金(一般労働者派遣事業)



- ※1 労働者派遣の実績のあった事業所について各事業所の派遣労働者の賃金を単純平均したものである。
- ※2 派遣労働者の賃金は、派遣労働者1人1日(8時間)当たりの平均額である。
- ※3 各業務の号番号は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令第4条の号番号である。
- ※4 全体平均とは、政令で定める26業務とそれ以外の業務についての派遣労働者の賃金を合わせた平均である。

派遣労働者の平均賃金(特定労働者派遣事業)



- ※1 労働者派遣の実績のあった事業所について各事業所の派遣労働者の賃金を単純平均したものである。
- ※2 派遣労働者の賃金は、派遣労働者1人1日(8時間)当たりの平均額である。
- ※3 各業務の号番号は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令第4条の号番号である。
- ※4 全体平均とは、政令で定める26業務とそれ以外の業務についての派遣労働者の賃金を合わせた平均である。

政令で定める26業務

各号番号は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律 施行令第4条の号番号を表します。

1号(ソフトウェア開発)

電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計若しくは保守(これらに先行し、後続し、その他 これらに関連して行う分析を含む。)又はプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得るこ とができるように組み合わされたものをいう。第23号及び第25号において同じ。)の設計、作成若しくは保守

2号(機械設計)

機械、装置若しくは器具(これらの部品を含む。以下この号及び第25号において「機械等」という。) 又は 機械等により構成される設備の設計又は製図(現図製作を含む。)の業務

3号(放送機器等操作)

映像機器、音声機器等の機器であって、放送番組等(放送法第2条第1号に規定する放送、有線ラジオ 放送業務の運用の規正に関する法律第2条に規定する有線ラジオ放送及び有線テレビジョン放送法第2 条第1項に規定する有線テレビジョン放送の放送番組その他影像又は音声その他の音響により構成される 作品であって録画され、又は録音されているものをいう。以下同じ。)の制作のために使用されるものの操 作の業務

4号(放送番組等演出)

放送番組等の制作における演出の業務(一の放送番組等の全体的形成に係るものを除く。)

5号(事務用機器操作)

電子計算機、タイプライター、テレックス又はこれらに準ずる事務用機器(第23号において「事務用機器」 という。)の操作の業務

6号(通訳、翻訳、速記)

通訳、翻訳又は速記の業務

7号(秘書)

法人の代表者その他の事業運営上の重要な決定を行い、又はその決定に参画する管理的地位にある 者の秘書の業務

<u>8号(ファイリング)</u>

文書、磁気テープ等のファイリング(能率的な事務処理を図るために総合的かつ系統的な分類に従って する文書、磁気テープ等の整理(保管を含む。)をいう。以下この号において同じ。)に係る分類の作成又 はファイリング(高度の専門的な知識、技術又は経験を必要とするものに限る。)の業務

新商品の開発、販売計画の作成等に必要な基礎資料を得るためにする市場等に関する調査又は当該 調査の結果の整理若しくは分析の業務

貸借対照表、損益計算書等の財務に関する書類の作成その他財務の処理の業務

11号(取引文書作成)

外国貿易その他の対外取引に関する文書又は商品の売買その他の国内取引に係る契約書、貨物引換 証、船荷証券若しくはこれらに準ずる国内取引に関する文書の作成(港湾運送事業法第2条第1項第1号 に掲げる行為に附帯して行うもの及び通関業法第2条第1号に規定する通関業務として行われる同号ロに 規定する通関書類の作成を除く。)の業務

12号(デモンストレーション) 電子計算機、自動車その他その用途に応じて的確な操作をするためには高度の専門的な知識、技術又 は経験を必要とする機械の性能、操作方法等に関する紹介及び説明の業務

13号 (添乗)

旅行業法第12条の11第1項に規定する旅程管理業務(旅行者に同行して行うものに限る。)若しくは同 法第4条第1項第4号に規定する企画旅行以外の旅行の旅行者に同行して行う旅程管理業務に相当する 業務(以下この号において「旅程管理業務等」という。)、当該旅程管理業務等に付随して行う旅行者の便 宜となるサービスの提供の業務(車両、船舶又は航空機内において行う案内の業務を除く。)又は車両の 停車場若しくは船舶若しくは航空機の発着場に設けられた旅客の乗降若しくは待合いの用に供する建築 物内において行う旅行者に対する送迎サービスの提供の業務

14号(建築物清掃)

建築物における清掃の業務

15号 (建築設備運転、点検、整備) 建築設備(建築基準法第2条第3号に規定する建築設備をいう。次号において同じ。)の運転、点検又は 整備の業務(法令に基づき行う点検及び整備の業務を除く。)

16号(<u>案内・受付、駐車場管理等)</u> 建築物又は博覧会場における来訪者の受付又は案内の業務、建築物に設けられ、又はこれに附属する 駐車場の管理の業務その他建築物に出入りし、勤務し、又は居住する者の便宜を図るために当該建築物 に設けられた設備(建築設備を除く。)であって当該建築物の使用が効率的に行われることを目的とするも のの維持管理の業務(第14号に掲げる業務を除く。)

科学に関する研究又は科学に関する知識若しくは科学を応用した技術を用いて製造する新製品若しく は科学に関する知識若しくは科学を応用した技術を用いて製造する製品の新たな製造方法の開発の業務 (第1号及び第2号に掲げる業務を除く。)

18号 (事業の実施体制の企画、

企業等がその事業を実施するために必要な体制又はその運営方法の整備に関する調査、企画又は立 案の業務(労働条件その他の労働に関する事項の設定又は変更を目的として行う業務を除く。)

19号(書籍等の制作・編集)

書籍、雑誌その他の文章、写真、図表等により構成される作品の制作における編集の業務

商品若しくはその包装のデザイン、商品の陳列又は商品若しくは企業等の広告のために使用することを 目的として作成するデザインの考案、設計又は表現の業務(次号に掲げる業務を除く。)

建築物内における照明器具、家具等のデザイン又は配置に関する相談又は考案若しくは表現の業務 (労働者派遣法第4条第1項第2号に規定する建設業務を除く。)

22号 (アナウンサー)

放送番組等における高度の専門的な知識、技術又は経験を必要とする原稿の朗読、取材と併せて行う 音声による表現又は司会の業務(これらの業務に付随して行う業務であって放送番組等の制作における編 集への参画又は資料の収集、整理若しくは分析の業務を含む。)

23号(OAインストラクショ)

事務用機器の操作方法、電子計算機を使用することにより機能するシステムの使用方法又はプログラム の使用方法を習得させるための教授又は指導の業務

24号(テレマーケティングの営業) 電話その他の電気通信を利用して行う商品、権利若しくは役務に関する説明若しくは相談又は商品若し くは権利の売買契約若しくは役務を有償で提供する契約についての申込み、申込みの受付若しくは締結 若しくはこれらの契約の申込み若しくは締結の勧誘の業務

25号(セールスエンジニア、金融商品の営業) 顧客の要求に応じて設計(構造を変更する設計を含む。)を行う機械等若しくは機械等により構成される 設備若しくはプログラム又は顧客に対して専門的知識に基づく助言を行うことが必要である金融商品(金融 商品の販売等に関する法律(平成12年法律第101号)第2条第1項に規定する金融商品の販売の対象とな るものをいう。)に係る当該顧客に対して行う説明若しくは相談又は売買契約(これに類する契約で同項に 規定する金融商品の販売に係るものを含む。以下この号において同じ。)についての申込み、申込みの受 付若しくは締結若しくは売買契約の申込み若しくは締結の勧誘の業務

26号(放送番組等における大道具・小道具)

放送番組等の制作のために使用される舞台背景、建具等の大道具又は調度品、身辺装飾用品等の小 道具の調達、製作、設置、配置、操作、搬入又は搬出の業務(労働者派遣法第4条第1項第2号に規定す る建設業務を除く。)